

荒川区立大門小学校PTA規約

昭和3年8月25日設立

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、荒川区立大門小学校PTAと称する。

第 2 条 本会は、事務所を荒川区立大門小学校内【東京都荒川区町屋4-27-8】に置く。

第 2 章 目 的

第 3 条 本会は、大門小学校・家庭・地域が協力して、児童の健全な成長と児童福祉の充実を図ることを目的とする。

第 3 章 方 針

第 4 条 本会は、前述の目的を達成するため、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 大門小学校の教育方針を理解し、学校教育に協力する。
- (2) 営利を目的とせず、宗教的・政治的活動を目的とする団体・個人・事業等と関係を持たない。
- (3) 本会は自主独立のもので、他のいかなる団体・機関の支配・干渉を受けない。
- (4) 大門小学校の管理や人事に干渉しない。

第 4 章 活 動

第 5 条 本会は上記第3章の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 児童の福祉・教育環境の整備と向上を図るための活動。
- (2) 学校・家庭・地域と協力・連携し、教育活動の促進を図るための活動。
- (3) 会員の教養の向上と親睦の促進を図るための活動。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

第 5 章 会 員

第 6 条 会員について以下の通りとする。

- (1) 本会は、荒川区立大門小学校に在籍する児童の保護者及び常勤の教職員が会員資格を有するものとする。
- (2) 入会又は退会については届出の提出を以て行うものとする。
- (3) 本人より特段の申し出がない場合は会員を継続する意思があるものとする。
ただし卒業または転校した場合、会員資格を喪失する。

第 6 章 役員及び会計監査

第 7 条 役員及び会計監査について以下の通りとする。

- (1) 本会に次の役員を置く。
- (2) 会計監査については役員とは別に置く。
- (3) 役員及び会計監査の人数については下記の表のように定める。
- (4) PTA会長の認めるところにより、役員及び会計監査の人数を増減できる。

会 長	1 名	(保護者)
副 会 長	2名以上	(保護者 1 名、教職員 1 名)
書 記	2名以上	(保護者若干名、教職員 1 名)
会 計	2名以上	(保護者若干名、教職員 1 名)
大門まつり係長	1名以上	(保護者若干名)
校外係長	2名以上	(保護者若干名)
尾久っ子ワクワクまつり係長	1名以上	(保護者若干名)
庶 務	1名以上	(保護者若干名)
会計監査	2名以上	(保護者若干名、教職員 1 名)

- (5) PTA活動で使用する資料等について自宅等で作成したものをPTA活動室以外でプリントアウトした場合には、かかった費用についてはPTA活動と認め年度末にまとめて処理する事が出来る。
ただし費用として認められるのはインク代及び紙代のみとする。

第 8 条 役員及び会計監査は、立候補又は役員及び会計監査推薦委員会により選出される。

第 9 条 役員及び会計監査の任期は次の通りとする。

- (1) 役員及び会計監査の任期は 1 年間（4月1日から次年度総会まで）とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠による者の任期は前任者の残余期間とする。

第 10 条 本会の役員及び会計監査の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。また、総会・運営委員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、総会及び運営委員会の議事並びに、本会の活動に関する重要記事を記録し、その他の書類を保管する。また本会で発行する配布物について作成又は補佐する。
- (4) 会計は、会費・その他の収支の記録を明確にし、本会の入出金の全ての業務を行う。会計年度末に決算報告を行い会計すべての書類の保管を行う。また予算の立案について協力する。
- (5) 大門まつり係長は、大門まつりの実行委員長として、運営を総括する。
- (6) 校外係長は、校庭利用の運営を総括する。また、対校外イベントの窓口担当業務を行う。
- (7) 尾久っ子ワクワクまつり係長は、実行委員長として運営を総括する。
- (8) 庶務係長は、副会長を補佐し、また P T A 活動室の管理を含む、本会の庶務・その他の雑務を行う。
- (9) 会計監査は、本会の会計監査を行う。また役員会の参加は会長の要請時とする。
- (10) 会計監査は役員を 1 年以上務めた者を優先とし、任期は最長 2 年までとする。
1 年で退任も可能。

第 7 章 役員及び会計監査推薦委員会

第 11 条 役員及び会計監査委員の選出をするときは、役員及び会計監査推薦委員会を置く。

第 12 条 役員及び会計監査推薦委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。

第 13 条 役員及び会計監査推薦委員は、その任務を終了したときに解任される。

第 8 章 総 会

第 14 条 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成される。

第 15 条 年 1 回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた時、または、会員の 10 分の 1 以上の要求があった時、会長が臨時に招集する。

第 16 条 総会は、全会員の 10 分の 1 を定足数とし、過半数をもって議決する。

第 17 条 総会の議案書は、定期総会においては 1 週間前、臨時総会においては 3 日前に、全会員に配ることを原則とする。

第 9 章 運営委員会

第 18 条 運営委員会は役員、校長・副校長及び臨時委員会のある場合は、その正副委員長をもって構成され、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。また、会員は運営委員会に出席し報告や意見を述べることができる。

第 19 条 運営委員会は、この規定に定めるもの以外の事務の処理及び連絡調整を図り、総会に提出する議案を調整する。

第 20 条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の 4 分の 1 以上の要求があ

った時、開催する。

第 2 1 条 運営委員会は、構成員の 3 分の 2 をもって定足数とし、出席者をもって議決を行う。

第 1 0 章 経 理

第 2 2 条 本会の経費は、会費その他によって支弁される。

第 2 3 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。ただし、当初予算に過不足が生じた場合、運営委員会に図り、処理することができる。

第 2 4 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第 2 5 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より、翌年の 3 月 3 1 日までとする。

第 1 1 章 臨時委員会

第 2 6 条 特別な事項について必要ある時は臨時委員会を設けることができる。

第 1 2 章 細 則

第 2 7 条 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。また、運営委員会は細則を制定または改廃した場合、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 1 3 章 改 廃

第 2 8 条 本規約は、総会において出席者並びに議決権行使数の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改廃することができない。

附 則 この規約は、平成 13 年 5 月に改正し、平成 13 年 5 月より施行する。

附 則 この規約は、平成 16 年 5 月に改正し、平成 16 年 5 月より施行する。

附 則 この規約は、平成 28 年 5 月に改正し、平成 28 年 5 月より施行する。

附 則 この規約は、令和 3 年 6 月に改正し、令和 3 年 6 月より施行する。

附 則 この規約は、令和 4 年 6 月に改正し、令和 4 年 6 月より施行する。

附 則 この規約は、令和 5 年 6 月に改正し、令和 5 年 6 月より施行する。

附 則 この規約は、令和 6 年 3 月に改正し、令和 6 年 3 月より施行する。

附 則 この規約は、令和 7 年 4 月に改正し、令和 7 年 4 月より施行する。

細 則

第 1 章 役員及び会計監査推薦委員会

- 第 1 条 役員・会計監査委員の選出及び就任は、下記の通りとする。
- (1) 役員及び会計監査推薦委員会は、役員会で選出された役員から 2 名以上及びその他の会員から 1 名以上の計 3 名以上の委員で構成する。
 - (2) 役員及び会計監査推薦委員会は、2 学期中発足後速やかに役員及び会計監査委員候補者の選出を行う。
 - (3) 役員及び会計監査委員候補者は、信任を得なければならない。
 - (4) 役員及び会計監査委員は、4 月に就任する。
- 第 2 条 会長に欠員を生じたときは、副会長のうち 1 名が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 会長以外の役員に欠員を生じたときは、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 2 章 総 会

- 第 4 条 会員の異動及び新役員に関する報告、並びに年間計画及び収支予算決算の審議決定報告は、総会で行う。

第 3 章 係 活 動

- 第 5 条 本会に次の係を置く。
- | | |
|--------------|----------------|
| 大門まつり係 | (各クラスより 2 名以上) |
| 尾久っ子ワクワクまつり係 | (各クラスより 1 名以上) |
| 校庭開放係 | (各クラスより 1 名以上) |
| 球技大会係 | (各クラスより 1 名以上) |
| サポート係 | (各クラスより 2 名以上) |
| 社明パレード係 | (各クラスより 1 名以上) |
- 第 6 条 係は各クラスの協議により選出される。
- 第 7 条 係の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 8 条 各係は次の活動を行う。
- (1) 大門まつり係は、大門まつり係長の指示のもと、クラス出店の企画・運営・その他、必要な活動を行う。
 - (2) 球技大会係は、校外係長の指示のもと、練習会の企画運営・尾久地区大会におけるチーム運営・児童管理・大会運営・その他、必要な活動を行う。
 - (3) 尾久っ子ワクワクまつり係は、尾久っ子ワクワクまつり係長の指示のもと、尾久っ子ワクワクまつりの準備・運営会議の出席・ブース運営・その他、必要な活動を行う。
 - (4) 校庭開放係は、校外長の指示のもと、担当する校庭開放日にイベント企画、ボランティア募集、当日の運営を行う。
 - (5) サポート係は副会長の指示のもと、印刷などのお手伝い、次年度の最初の保護者会で各係決めを行う。お手伝いや次年度の係決めにてとりまとめを行う。ただし、6 年生は卒業の為次年度の係決めはなしとする。
 - (6) 社明パレード係は会長又は副会長の指示のもと、社明運動の活動として実施する尾久地区社明パレードにおいてゴール校となった際の自校会場運営及び補助を行う。
※但し、隔年で係を置くものとする。
 - (7) 係を退任する際は、新たに係に選出された人へ引継ぎを行う。

第 4 章 会 費

- 第 9 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
- (1) 本会の会費は、会員 1 家庭年額 4,000 円（保険料 200 円を含む）とし、所定の支払い方法で納付とする。ただし教職員は 2,000 円（半額）とする。
 - (2) 会費は転退出においても返金しない。ただし、2 学期以降に転入する児童・教職員に関しては、2 分の 1 に減額とする。

- (3) 会費について家庭環境などにより支払いが困難な場合は、個別に申し出る事で対応（分割払い、支払猶予、減免など）する事が出来る。その判断は会長が行うものとする。

第 5 章 報 労

- 第 10 条 役員又は係を継続して複数年（2年以上）務めた者にPTA活動の功労者として下記の規定に基づき報労として金額相当を渡す。ただし教職員は除外とする。
- ① 役員を務めた年度×1,000円分とする。
 - ② 会長・副会長を務めた年度は2,000円分とする。
 - ③ 会計監査を務めた年度×500円分とする。
 - ④ 係を務めた年度×500円分とする。
 - ⑤ 任期途中から役員又は係になった場合は1年としてカウントする。
 - ⑥ 任期途中で役員又は係を辞めた場合は1年としてカウントしない。
 - ⑦ 報労金を辞退する場合、大門小学校 PTA への寄付金とできる。その際、書面にて同意を得るものとする。

第 6 章 地域参加型の組織及びクラブ活動

- 第 11 条 地域参加型の組織を【大門好きだもん】の会と称する。
- 第 12 条 【大門好きだもん】の会はPTA会長の管轄とし、役員会とは別の指揮系統とする。
- 第 13 条 【大門好きだもん】の会については別途細則に定め活動する。
- 第 14 条 改廃については本細則に基づき役員会、総会で決定される。
- 第 15 条 PTA活動の一環として以下のクラブ活動について別途代表者と細則を定め活動する。
- ① ドッチビークラブ(大門小ドッチビークラブ)
- 第 16 条 クラブ活動の改廃については会員の申し出に応じて役員会にて決定される。

第 7 章 改 廃

- 第 17 条 この細則は、運営委員会において、構成員の2分の1以上の賛成があれば改廃することができる。ただし、改廃案は運営委員会の少なくとも1週間前に、各構成員に知らせておかなければならない。
- 改廃の結果は、次期総会で報告しなければならない。

附 則 この細則は、平成 10 年 4 月に改正し、平成 10 年 4 月より施行する。

附 則 この細則は、平成 13 年 5 月に改正し、平成 13 年 5 月より施行する。

附 則 この細則は、平成 15 年 5 月に改正し、平成 15 年 5 月より施行する。

附 則 この細則は、平成 23 年 5 月に改正し、平成 23 年 5 月より施行する。

附 則 この細則は、平成 26 年 5 月に改正し、平成 26 年 5 月より施行する。

附 則 この細則は、平成 28 年 5 月に改正し、平成 28 年 5 月より施行する。

附 則 この細則は、平成 29 年 5 月に改正し、平成 29 年 5 月より施行する。

附 則 この細則は、令和 3 年 6 月に改正し、令和 3 年 6 月より施行する。

附 則 この細則は、令和 4 年 6 月に改正し、令和 4 年 6 月より施行する。

附 則 この細則は、令和 5 年 6 月に改正し、令和 5 年 6 月より施行する。

附 則 この細則は、令和 6 年 3 月に改正し、令和 6 年 3 月より施行する。

附 則 この細則は、令和 6 年 5 月に改正し、令和 6 年 5 月より施行する。

附 則 この細則は、令和 7 年 4 月に改正し、令和 7 年 4 月より施行する。